

八人コ第 395 号
令和 7 年 9 月 2 日
(7-6)

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

八尾市長 山本 桂右



「2025 年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
さて、先日貴会より提出のありました要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

公聴担当：人権ふれあい部
コミュニティ政策推進課
(電話：072-924-3818)

※回答内容につきましては、各回答課まで
お問い合わせください。

2025 年度 回答書

要望項目

1. 職員問題

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均 20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。
- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答) 総務部(人事課)

限られた職員数で、安定的かつ効率的な市民サービスの提供を可能とする組織体制について検討を行うとともに、人材を適材適所に配置し、効率的な行政運営に努めてまいります。

また、女性や男性の性別だけでなく、多様な人々が働ける職場環境の実現のため、個々の事情に応じた、多様で柔軟な雇用形態や働き方を検討してまいります。

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

(回答) 人権ふれあい部(人権政策課、コミュニティ政策推進課)

本市においては、ニーズの高い言語である中国語通訳者とベトナム語通訳者を雇用して市役所に配置し、市役所内での各種行政手続きにおいて外国人市民を支援できる体制を構築しています。また、市内3箇所外国人相談窓口を設置し、各窓口には外国人市民が母語で相談できるよう、英語・中国語・ベトナム語の話せる相談員を配置することで、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。

2. こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について

- ① 2023 年度大阪府子どもの生活実態調査報告で 2016 年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望する。

イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。

(回答) 教育委員会事務局(学務給食課)

就学援助制度のオンライン申請などについては、今後、検討してまいります。

ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。

(回答) 教育委員会事務局(学務給食課)

厳しい財政状況のなかで本制度を堅持していく必要があるため、国基準の上乗せ支給は困難と考えております。また、支給時期については、申請期間や支給認否の判断が必要なことから2月末日としております。

ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子ども食堂や NPO 組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

(回答) 教育委員会事務局(学校教育推進課、学務給食課)

食に関する指導については、教科指導や給食指導において朝食の大切さも含め指導しております。引き続き、食に関する指導の推進に努めるとともに食育だよりや掲示板等での情報発信を行ってまいります。

(回答) こども若者部(こども若者政策課)

平成 29 年度より実施している八尾市子どもの居場所づくり事業では、こども食堂などの運営を行う市民団体等に居場所づくりの実施に必要な経費の助成を行っております。今年度は、小学校と連携した居場所を開設し、朝ごはんを提供する団体の取り組みに助成を行っている実績があります。

ニ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。

(回答) 健康福祉部(地域共生推進課)

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(八尾市生活支援相談センター)や生活保護等の相談の中で、本人や世帯のお困りの事状況に応じて、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業などと連携し、生活困窮等の問題を抱える本人や世帯の支援を行っております。

また、八尾市社会福祉協議会フードバンク事業や、社会福祉法人が連携・協働して取り組む「大阪しあわせネットワーク」においても必要に応じ、食糧支援等を行っております。

(回答) こども若者部(こども若者政策課)

すべての子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため、市民団体やフードバンク事業などと連携して、こども食堂などの子どもの居場所づくり事業を実施しています。

ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支

援窓口で配架協力を行うこと。

(回答) 健康福祉部(地域共生推進課)、こども若者部(こども若者政策課)

生活困窮世帯やひとり親家庭等が必要な支援に確実につながるよう、相談支援において必要なフードバンク等の情報提供を行っています。

(回答) 教育委員会事務局(教育施設課)

学校施設を行政財産使用許可する場合は、原則として使用料を徴することになります。

へ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答) こども若者部(こども若者政策課)

児童扶養手当の申請時及び8月の現況届における支給要件等の確認時においては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないように十分配慮して行っております。

また、対面による手続きのほか、郵送等による手続きも行うなど、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう手続きの簡素化に努めております。

ひとり親家庭に対しては、必要な支援を行き届かせることが求められていることから、面談時には必要に応じて、他の制度についても周知を図っております。

外国語対応については、多言語によるパンフレット等を作成するなど外国人市民へのわかりやすい情報提供等に取り組んでおります。

- ② こども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども医療費及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答) 健康福祉部(健康保険課)

入院時食事療養費制度は、入院して療養している者と在宅等で療養している者との公平を図る観点から、食事に関して家庭でも要している程度の額を、標準負担額として患者から支払いを求めることになっており、その金額は厚生労働大臣が定める額とされています。

本市といたしましては、法令等で定められた制度の適切な運用に引き続き努めてまいります。

(回答) こども若者部(こども若者政策課)

子ども及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の制度に基づき各市町村で実施しており、一部自己負担の無料化につきましては、必要となる財源の安定的な確保のほか、府内の医療機関との調整などさまざまな課題があり、市単独での実現は困難であると考えております。

また、入院時食事療養費につきましては、入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点などか

ら、負担能力のある方につきましては応分の負担をお願いするものでありますが、健康保険制度上の低所得者（住民税非課税世帯）に対しましては、子ども医療費助成制度において市独自の施策として助成を実施しております。

- ③ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

（回答）こども若者部（保育・こども園課）

保育所・こども園・幼稚園などの副食費の無償化につきましては、国制度に沿って実施しており、国制度によれば、「在宅にて子育てをする場合でも同様に生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事についても自己負担」とされていることなどを踏まえ、利用者負担となりますが、制度上、一定の減免措置はとられております。

（回答）教育委員会事務局（学務給食課）

小学校給食につきましては、自校方式の給食を実施しております。また、給食費につきましては、令和3年11月分から令和8年3月分まで子育て世帯への支援策として無償化を実施しております。

中学校給食につきましては、令和5年9月からランチボックス・デリバリー方式による全員給食を実施しており、給食費につきましても、令和5年9月分から令和8年3月分まで子育て世帯への支援策として無償化を実施しております。

- ④ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

（回答）教育委員会事務局（学務給食課）

各学校においては、学校歯科医による学校歯科健診を適切に実施しており、その結果を基に学業や発育に差支えの出るような疾病が疑われる児童生徒については速やかに受診勧告を行い、必要に応じて専門家の支援も受けながら、早期受診・治療へつなげております。

- ⑤ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

（回答）教育委員会事務局（学務給食課）

児童生徒の口腔内の健康を守るため、小学校3年生全員を対象に実施している歯みがき指導を含む口腔衛生講座の中で、食後の歯みがきの重要性についても指導しているところです。

なお、給食後の歯みがきについては、感染症対策に留意しながら学校毎に実施しております。また、フッ化物洗口については、小学校1校で試行実施し、費用対効果を検証してまいります。

- ⑥ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在す

る障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

（回答）健康福祉部（健康推進課）

障がい者（児）に対しては、八尾市保健センターにおいて3か月に1回、歯の健康を維持できるよう、障がい者（児）歯科予防教室を実施し、歯科診療になじむための講習やブラッシング指導を行っております。

また、障がいの有無にかかわらず、満20歳から70歳までの5歳刻みの年齢及び75歳以上の大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者以外の方を対象とし、市内の身近な歯科医療機関において、無料で歯科健康診査を受診していただけることとしております。委託医療機関一覧については、保健事業案内やホームページに掲載しています。

- ⑦ 最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

（回答）教育委員会事務局（学務給食課）

本市の奨学金制度については、学校を通じてお知らせ文書を配布するとともに、市政だより、ホームページ等により周知を図っております。

国や大阪府等において、給付型奨学金や授業料支援制度が拡充している中、高校生等対象の奨学金制度は、寄付や奨学基金の果実等を財源として維持している状況にあります。

また、令和5年度からは、新たな寄付により大学生等対象の奨学金制度を実施しております。

- ⑧ 公営住宅（府営住宅以外）の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

（回答）建築部（住宅管理課）

公営住宅の管理戸数は850戸。うち空家戸数は47戸。

空家の目的外使用については、火災等により罹災し、当該家屋で居住することが著しく困難な世帯等を対象に実施しておりますが、対象世帯や運用方法の変更等につきましては、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

- ⑨ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

（回答）こども若者部（保育・こども園課、こども施設運営課）

保育士の確保策については、家賃補助制度を国制度に沿って実施するとともに、新たに私立認定こども園等で勤務される方を対象に30万円（1年ごとに10万円）を交付する「やお保育士サポート手当」を本市独自で実施しております。

社会経済情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するための人材を確保することは課題であ

ると認識しております。引き続き効果的な人材確保策を研究し、効率的な行政運営が行えるよう努めてまいります。

- ⑩ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設で Wi-Fi にアクセスできるようにすること。

(回答) 政策企画部 (デジタル戦略課)

公的な施設における、フリー Wi-Fi といった利用者が自由に利用できるネットワークにつきましては、一部施設で導入されておりますが、各施設の特色や設置目的、その利用形態などから、現段階では一律で環境整備を行うことは考えておりません。今後、そのニーズや費用対効果等により研究をしてまいります。

- ⑪ 大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など 96 万トンが埋め垂れられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素など有毒ガスが毎日約 3 トンも発生している。昨年 3 月 28 日の会場建設工事におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適格であることを証明した。事故後、万博当局は 80 数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年 4 月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4 月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしをする子が出た、予定が遅れて昼食時間が 10 分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。

5 月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20 分しか利用できない」と救護所から通告され、20 分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行

事として参加を中止すること。「招待事業」に学校行事として参加を中止しないのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。

(回答) 教育委員会事務局(学校教育推進課)

教育委員会としましては、本市の子どもたちが、万博会場において、未来社会の先進的な技術等に直接触れることが、将来の夢や希望を感じとる貴重な機会となると考えており、すべての学校において、校外学習として参加できるようにしております。

また、万博における熱中症対策については、無料で給水できるウォータークーラーの増加、日陰用パラソルの増加や医療スタッフの配置など、従来の対策に加え強化されていると認識しております。

3. 医療・公衆衛生

- ① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。

イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。

ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。

参考/渋谷区

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikakukakuninsyo_hasso.html

参考/世田谷区

[令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました | 世田谷区公式ホームページ](#)

(回答) 健康福祉部(健康保険課)

資格確認書の取り扱いを含めたマイナ保険証に係る運用につきましては、国からの通知等に留意しつつ、被保険者に混乱が生じないように、法令等に基づき、適切に対応してまいります。

なお、国に対しては、被保険者に向けて十分な周知を行うとともに、マイナ保険証の有無にかかわらず、被保険者間で医療機関での受診にあたり、不利益が生じることがないように適切な措置を講じるよう大阪府市長会等を通じて要望しております。

- ② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや

結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

(回答) 健康福祉部(保健企画課)

新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの取り組みを踏まえるとともに、次の感染症危機に備えるため、令和6年3月に策定した八尾市感染症予防計画に基づき、新興感染症等へ適切に対応するとともに、平時から行っている業務についても滞ることのないよう、人員体制の確保を含めた保健所の機能強化に努めてまいります。

- ③ 政府は入院医療を抑制し、在宅(介護施設)へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6. 介護保険・高齢者施策」に掲載する。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

「6. 介護保険・高齢者施策」に記載のとおり。

- ④ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

(回答) 健康福祉部(保健企画課)、環境部(環境保全課)

現状においてはPFASによる健康影響に関する科学的知見が不足しているため、国が継続して情報収集を行っているところであり、大阪府市長会を通じ国に対し、人の健康への影響について、科学的な知見の集積に努めるよう要望しているところです。引き続き国の動向を注視してまいります。

4. 国民健康保険

- ① 2025年度大阪府統一国保料は2024年度より若干下がったものの2023年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると、2018年度132,687円から2025年度162,164円へと22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023年度各市町村単年度赤字は37自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。

(回答) 健康福祉部(健康保険課)

保険料率につきましては、大阪府と各市町村で構成される「広域化調整会議」等において、協

議・検討を重ね、でき得る限りの統一保険料率の抑制策を講じたうえで、保険料率が算定されております。今後も、オール大阪で取り組む保険者の一員として、保険料の抑制策、収納率の向上等について協議、検討を重ねてまいります。

また、本市国保が保有する基金については、予期せぬ支出増や収入減などの収入リスクに対応するための財政調整基金であり、主な用途として、収入不足の場合の事業費納付金への充当や、府内共通基準を上回る保健事業等への支出等を想定しています。

今後も、基金が枯渇することのないよう、健全な財政運営に努めるとともに、保健事業等の充実に向けた支出が図れるよう、基金の活用に努めてまいります。

- ② 18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答) 健康福祉部（健康保険課）

子どもに係る均等割の減額措置につきましては、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、国の責任と財政負担のもと、対象年齢や減額割合の拡大について、大阪府市長会や中核市市長会などを通して、引き続き、国に対して意見・要望を行ってまいります。

各種制度等の周知につきましては、広報誌や市ホームページ、納付書等の送付時に内容を記載した冊子やチラシを同封するなど、今後もわかりやすく、丁寧な周知・広報に努めてまいります。

また、オンライン申請につきましては、一部手続きで実施していますが、今後さらに拡充できるよう検討してまいります。なお、各種申請書様式については、市ホームページに、既に各種申請書をダウンロードしていただけるようにしております。

- ③ 2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(回答) 健康福祉部（健康保険課）

資格確認書の取り扱いを含めたマイナ保険証に係る運用につきましては、国からの通知等に留意しつつ、被保険者に混乱が生じないよう、法令等に基づき、適切に対応してまいります。

- ④ 被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要請すること。

(回答) 健康福祉部（健康保険課）

国民健康保険は、医療の高度化、被保険者数の減少及び高齢化の進行など構造上の問題により非常に厳しい財政運営となっており、国保制度の安定性と継続性を確保するため、国庫負担割合等の引上げにつきましては、今後も引き続き、国に対し強く要望してまいります。

- ⑤ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

外国語対応として、SNS (LINE、Facebook) による国保制度の説明を、英語訳、中国語訳、ベトナム語訳にて発信する取り組みを、関係課とともに取り組むなど、外国の方にとってより分かりやすい方法にて発信できるよう、今後も努めてまいります。

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均(2022 年度 37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。

(回答) 人権ふれあい部 (人権政策課)

本市においては、外国人市民が必要な情報を入手しやすくなるよう、SNS を活用した情報発信を行っています。特定健診・がん検診等の案内についても発信し、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

本市においては、特定健診について、被保険者の自己負担額を無料化するとともに、検査項目の充実を図るなど様々な対策を講じることにより、受診率の向上に努めております。

「生活習慣病の早期発見・予防」という健診の必要性をすべての方に理解していただき、継続して定期的に受診いただけるよう、未受診者に対して電話やはがき、SNS での個別勧奨及び地域でのイベントなど様々な機会を通じて、より一層受診勧奨に努めるとともに、先進事例の研究や医師会等関係機関との連携により、引き続き受診率の向上に取り組んでまいります。

(回答) 健康福祉部 (健康推進課)

がん検診について、自己負担をすべて無料としており、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業における個別の受診勧奨を積極的に行うとともに、大阪府精度管理センターによる分析や助言に基づいて受診勧奨を実施しております。また、保健センターでの乳幼児健診時に保育付きの子宮がん検診を実施するなど、受診率向上に向けた取り組みを進めております。

外国語対応につきましては、各種健(検)診の啓発時に外国人相談窓口を案内するとともに、健(検)診当日には必要に応じて通訳を配置できるよう準備しております。

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

(回答) 健康福祉部 (健康推進課)

歯科健診につきましては、すべてのライフステージに対応するため、平成 29 年 4 月より対象

年齢を拡大し、満 20 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの年齢および 75 歳以上の大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者以外の方を対象とし、市内の身近な歯科医療機関において、無料で受診していただけることとしております。委託医療機関一覧については保健事業案内やホームページに掲載しています。また、障がい者（児）に対しては、八尾市保健センターにおいて 3 か月に 1 回、歯の健康を維持できるよう、障がい者（児）歯科予防教室を実施し、歯科診療になじむための講習やブラッシング指導を行っております。歯科健診につきましては、今後も国の動向を注視し、研究してまいります。

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第 9 期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護保険制度は、介護保険事業計画の中で介護保険サービスにかかる費用について、公費と保険料の負担割合が明確に定められており、一般会計繰入によって保険料を引き下げることは考えておりません。

また、第 9 期保険料は、給付費準備基金から 4 億 5 千万円の繰入を予定した保険料の基準額を設定しており、基金を過大に積み立てることは行っておりません。

なお、国庫負担割合の見直しについては、全国市長会を通じて要望を行っております。

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収 1 5 0 万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護保険料の減免制度につきましては、これまでも一部の要件の見直しを行うなど既に拡充してきたところであり、被保険者の負担の公平性の確保等、持続可能な介護保険制度の維持という観点から、現行制度の拡充は困難であると考えております。

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護保険制度は、給付と負担を明確にした社会保険制度となっており、法令等に基づき一定の利用者負担をお願いしております。また、低所得者に対する軽減措置として補足給付については、所得に応じて負担限度額が設けられていることから、本市独自にさらなる軽減措置を講ずることは考えておりません。今後も引き続き、国に対して、低所得者の負担が増加しないよう財政措置の拡充及び補足給付の負担限度額の引き下げを要望してまいります。

④ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

現時点において、必要に応じて要支援認定者の「従前相当サービス」の選択は可能です。また、総合事業のみを利用する場合におきましても、従来と同様に要介護認定申請をしていただくことができるため、新規・更新者ともに要介護認定申請を抑制するものではありません。

ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護１～５認定者の拡大しないこと。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護予防・生活支援サービス事業においては、要支援認定を受ける前段階にある高齢者を積極的に支援し、要支援・要介護状態を未然に防ぐ仕組みとなっており、その対象者は要支援認定を受けた者、または基本チェックリスト該当者（事業対象者）となっております。

ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

総合事業における「訪問型サービス」については、サービスの内容により単価を設定しており、「従前相当サービス」については従来と同じ単位を設定しておりますが、「訪問型サービスＡ（生活援助サービス）」については、身体介護を伴わないサービスであるため、新たな単位を設定しております。なお、「訪問型サービスＡ」については、有資格者の訪問介護員のみがサービス提供するのではなく、本市で実施する「生活援助サービス従事者研修」の修了者によるサービス提供も可能としており、介護人材の育成にも取り組んでおります。

ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

「自立支援型地域ケア会議」につきましては、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいてはＱＯＬの向上をめざしているものです。また自立支援のためには、高齢者本人の意欲と理解が重要であるため、高齢者本人の自己実現を目指したケアマネジメントを実施してまいります。

- ⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護保険制度を運営するにあたり、ケアマネジメントに基づく必要なサービスを適切に提供するとともに、保険者機能強化推進交付金の趣旨を踏まえ、評価指標の内容につきましても適切に第9期計画に反映しているところです。

また、介護予防・重度化防止目標及び今後の方向性については、国の介護保険制度全体の方向性を注視しつつ、本市の現状も踏まえた対応を行ってまいります。

- ⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること

1. 独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給）支給すること
2. 住宅確保支援手当を支給すること
3. 介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること
4. 訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること
5. 介護事業所の職員募集費用等の助成をおこなうこと

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護人材の不足の解消は、本市においても重要な課題と認識しております。自治体による独自の処遇改善助成金等については、保険給付費が年々増加傾向にあり介護保険事業の財政がひっ迫していること、また自治体間での財政格差等により実施が困難であるため、国に対して介護人材確保に向けての抜本的な処遇改善を図るため、交付金等国庫負担による財政措置を講じるよう要望しているところです。

- ⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

（回答） 健康福祉部（高齢介護課）

介護保険施設及びグループホーム等の整備につきましては、八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定時に要介護認定者及び介護事業者に実態調査や施設設備についての意向調査を実施し、高齢者のニーズや既存施設の入所状況等を踏まえ、計画にそって進めているところです。

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

これらの検討課題については、高齢者の生活実態等を適切に把握し、課題や影響を十分に調査・分析した上で検討するよう、引き続き国に対して要望してまいります。

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

高齢者の熱中症予防の対応として、高齢者あんしんセンターや介護予防教室・家族介護教室や地域のイベント参加時にも、熱中症予防の啓発やチラシの配布を行っているところです。なお、身近な地域において高齢者を見守る取組みといたしましては、日常生活や仕事の中での「気づき」により、地域全体で高齢者を見守る「高齢者見守りサポーター」を運用しているところです。

(回答) 健康福祉部(健康推進課)

高齢者を含め広く市民の方に対し熱中症予防に関する普及啓発を行うため、チラシを作成し、庁内関係課・公民連携による商業施設でのチラシ配架、地域のイベント・包括連携協定企業等及び高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)にも配付し、活用いただいております。また、熱中症予防に関する健康教育の実施や市政だより・ホームページ、生活応援アプリ「やおっぷ」でのプッシュ通知、動画配信等で、広く情報提供及び注意喚起を行っております。

(回答) 政策企画部(政策推進課)

本市におきましては、国際情勢に伴う物価高騰やエネルギー高騰等の影響を受ける市民や事業者に対し、国・大阪府と歩調を合わせつつ、各種支援に取り組んでいるところです。

物価高騰等に係る国施策及び本市独自対応として、長期化する物価・エネルギー高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得等世帯への支援を重視し、令和6年度個人住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯(18歳以下のこどもがいる世帯には加算措置あり)等に対する給付を行っております。

また、国において電気・ガス料金の負担軽減措置として、令和7年7月、8月、9月使用分に対する補助制度が実施されています。

今後も、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるよう各種の取り組みを検討してまいります。

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、国の動向に注視しつつ、介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額 15 万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のよう介護予防事業への参加を条件としなすこと。(現時点では東京都港区が 60 歳以上、上限 144900 円助成・課税の方は半額)

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

令和 6 年度より、高齢者の聴力低下による外出控えに対応することにより、介護予防や周囲の人との交流等の社会参加を促し、住み慣れた地域で自分らしく健康に生活できるよう補聴器購入にかかる費用を助成する事業を実施しております。今後、介護予防への効果検証を踏まえ、事業の展開を検討してまいります。

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(回答) 健康福祉部(保健予防課、健康推進課)

新型コロナワクチンは、令和 6 年度より予防接種法に基づく定期接種となり、「①65 歳以上の方」または「②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方」を対象に、期間を定め、一部公費負担により接種することが可能です。それ以外の方は任意接種となり、全額実費での接種となりますが、国の動向及び他市状況等を注視し、検討してまいります。

また、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布につきましては、今後も国や府の動向を注視してまいります。新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、コロナ検査キット等の配布は終了しております。

- ⑬ 後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2 割化」の影響による「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

(回答) 健康福祉部(健康保険課)

後期高齢者医療制度においては、今後も高齢化の進展が予測される中で、持続可能な医療保険制度としていく観点から、令和 4 年 10 月 1 日より一定所得がある方の窓口負担割合の変更が行われ、制度としては一定年数が経過したところです。

本市としましては、現行制度を基本として、今後も後期高齢者医療制度の安定的な持続運用を

していくことが重要であると考えており、新たな市独自の制度を創設することは困難です。

- ⑭ 帯状疱疹は 80 才までに 3 人に 1 人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50 歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年 4 月から 65 歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン 4000 円、不活化ワクチン 1 回 11000 円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。

(回答) 健康福祉部(健康推進課)

帯状疱疹の定期予防接種は、高齢者インフルエンザや新型コロナワクチンと同様、B 類疾病の予防接種となっており、八尾市では、本来の接種費用(生ワクチン 8,860 円、不活化ワクチン 22,060 円)の半額程度を助成しています。

非課税世帯や生活保護受給者の方等には、接種費用の免除申請が可能であり、それ以外の方の助成については、国の動向及び他市状況等を注視し、検討してまいります。

7. 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007 年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和 5 年 6 月 30 日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

本市におきましては、国通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断し、個々の実態に即した適切な運用を行っております。

- ② 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

65 歳到達時において要介護認定を受けていない方については、要介護認定の申請日前に障がい福祉サービスを終了させることはせず、移行期間を設け、介護保険制度との適応関係について十分な説明を行い、本人やご家族の理解を得ながら、手続きを進めております。

- ③ 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

65 歳到達時において要介護認定を受けていない方については、障がい福祉サービスを終了させることはせず、移行期間を設け、介護保険制度との適用関係について十分な説明を行い、本人やご家族の理解を得ながら、手続きを進めております。

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市では、65 歳到達の 3 か月程度前に対象者に対し、介護保険移行に関する説明文書を送付し周知しておりますが、介護保険への移行が困難な場合については、個々の状況に応じ障がい福祉サービスの継続も行っております。

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市におきましては、国通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断し、個々の実態に即した適切な運用を行っております。

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市におきましては、介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合においても、申請者の個別の状況に応じた適切なサービス決定を行っております。また、市長会等を通じて、国に対し、実績に応じた財政措置を講じることを引き続き求めてまいります。

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

総合事業におけるサービスについては、有資格者によるサービスや住民住体によるサービス等の種類があり、サービス内容によって提供者が異なります。

障害福祉サービスを受けてこられた方の状況をアセスメントすることにより、必要なサービスにつきましましては適切な人材により提供しているところです。

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

障がい福祉サービスにつきましては、現在でも住民税非課税世帯の利用は無料となっております。また、課税世帯についても所得区分に応じた負担上限額が設けられるなどの配慮がなされております。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

介護保険制度は、給付と負担を明確にした社会保険制度となっており、法令等に基づき一定の利用者負担をお願いしております。また、住民税非課税への配慮として利用料が高額とならないよう所得区分に応じた利用者負担上限額を設けています。

- ⑨ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

重度障がい者医療費助成制度は、平成 30 年 4 月に、対象者の拡充とともに一部自己負担の見直しを行っております。市独自の助成制度として低所得者に対する入院時食事療養費の助成を行っておりますが、更に市独自の助成制度を実施することにつきましては、現在の厳しい財政状況から困難です。

- ⑩ 療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

本市におきましては、療育手帳の申請は、オンラインおよび郵送でも受け付けており、本人の負担軽減に配慮した手続き体制を整えています。また、療育手帳については、本市で申請を受けた後、障がいの程度などに関する判定が大阪府において行われ、大阪府の交付決定後、本市では速やかに本人へ手帳を交付しております。

- ⑪ 障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと

(回答) 健康福祉部(障がい福祉課)

障がい支援区分の更新手続きについては、期間終了の 3 か月前、受給者証の更新手続きについては、1 ヶ月半前に案内等を送付し、手続きや決定に遅れが生じないように努めております。

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

扶養照会については、法や厚生労働省の通知等に依拠しながら適正に実施してまいります。また、窓口対応については、その方の生活状況等を十分にお聞かせいただきますが、申請意思が確認された方に対しては、速やかに申請書を交付の上、申請受付をしているところでありま

す。

- ② 大阪府および 18 市町村で実施された「令和 5 年度子どもの生活実態調査」においても困窮度 I 世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター<https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf \(city.neyagawa.osaka.jp\)](https://www.city.neyagawa.osaka.jp/hogoshinseisodan.pdf)

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

生活保護制度の広報についてであります。ホームページや暮らしのガイドブック等で市民に向けて必要な発信を行うとともに、生活に困窮された方が生活保護につながるができるよう民生委員をはじめとする相談窓口と連携して行っています。

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DV や精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

ケースワーカーの配置については、社会福祉法において、標準数が定められていることから、その体制の整備に努めています。

また、ケースワーカーや面接相談員等のスキルアップ・資質の向上のため、生活保護事務にかかる内部研修や専門性を高める研修を実施するとともに、DV や障害等、生活保護以外の分野についても関連する分野の研修を実施しております。

- ④ 保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

保護決定通知書には生活扶助・住宅扶助・教育扶助・生業扶助・一時扶助の別に記載しており、一時扶助についてはその内訳も記載しております。

- ⑤ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

現在、女性のケースワーカーも配属されておりますが、ケースワーカーについては地域ごとに担当を定め、担当ケース数を調整しておりますので、シングルマザーや独身女性は女性が担

当するという運用の実現は困難です。しかしながら就労の関係で家庭訪問が夜間となる場合には女性ケースワーカーが同行するなど、世帯の状況に応じて配慮しております。

- ⑥ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

要保護者の申請権を保障することは、生活保護行政の基本と考えており、「生活保護のしおり」については、カウンターなどに常時配架しております。

また、適時、生活保護の制度を分かりやすく説明したものに改善してまいります。申請書については、面接室に常時配架しており面接相談を行って、生活保護制度や他法他施策の説明をさせていただきますが、申請意思が明らかな方については保護申請を受理しております。

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

現在本市では警察官OBの配置はしておりません。また、「適正化」ホットライン等も行っておりませんが、不正受給に対しては適正に対応しております。

- ⑧ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

生活保護の基準については、一般低所得世帯における消費の実態等を踏まえ、国において慎重な議論がなされるものと考えておりますが、本市としましては、大阪府市長会を通じて、生活保護制度が、目下の物価水準の実態に即したものに是正するよう要望しております。

- ⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

住宅扶助を含む、生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっております。

住宅扶助基準は、国において各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえて見直されました。

厚生労働省通知にもとづく経過措置、特別基準については、形式的に適用するのではなく、世帯の意思や生活状況を十分考慮し、個々の世帯の事情に応じて適用しております。

- ⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

医療費の一部負担の導入については、国の動向を注視しています。ジェネリック医薬品の使用の義務化については、法に依拠し適正に対応しております。かかりつけ調剤薬局については、服薬管理や服薬指導を一元化することで重複処方や併用禁忌薬の使用防止につながり、生活保護受給者の健康管理に寄与するとの考えのもと検討されていると認識しております。

- ⑪ 生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

生活保護受給者の健康づくりの一環として、40歳以上、75歳未満の方に対して年1回受診券を送付しており、その他の方につきましても、個別にご相談をいただきましたらスムーズに受診できるよう対応しております。

- ⑫ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

高校卒業後、進学を希望される世帯に対しましては、生活保護法上の取扱を丁寧に説明したうえで、世帯分離という方法で進学することを、ご本人に判断いただいているところです。国の動向を見ながら、実施にあたっては生活保護制度の本旨に基づき適切に行っているところです。

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(回答) 教育委員会事務局(教育施設課)

学校施設の冷暖房および洋式トイレの整備は、計画的に進めております。

- ② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答) 危機管理監(危機管理課)

令和6年能登半島地震によって明らかになった課題や教訓に対し、スフィア基準の基本理念及び国の指針やガイドライン、大阪府が示す府地域防災計画等を参考に、八尾市地域防災計画や各マニュアル等に反映させることで、避難所生活の質の向上に努めてまいります。

- ③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動

を実施すること。

(回答) 危機管理監(危機管理課)、健康福祉部(高齢介護課、障がい福祉課)、建築部(審査指導課)

現在、災害時要配慮者支援の取り組みを進めており、自主避難が困難な高齢者、障がい者について把握し、地域における避難支援に活用できるような体制を構築するとともに、防災講演会の開催やハザードマップの周知などの啓発活動を行っております。

また、八尾市開発指導要綱において、共同住宅を目的とする一定規模以上の開発事業にあっては、事業者が自らの負担において防災備蓄倉庫を設置しなければならないとなっております。

- ④ このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故を踏まえ、上水道・下水道における法定耐用年数を超えているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。

(回答) 下水道部(下水道管理課)

下水道における法定耐用年数(50年)を超えているものの割合は、9.4%となっております。老朽化対策については、「八尾市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づく事業に、継続して取り組み、計画的に改築事業を実施していきます。

(回答) 人権ふれあい部(コミュニティ政策推進課)

なお、上水道については、令和7年4月より八尾市水道局から大阪広域水道企業団へ移行しました。ご要望の内容については八尾水道センターへお問い合わせください。